

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和3年度第3回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和3年10月18日(月) 午前9時24分から午前11時13分まで
開 催 場 所	403集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、中澤委員、石川委員、原田委員 欠席者：清委員 事務局：行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：高齢福祉課長、高齢福祉課高齢者支援係長、障害福祉課長、 障害福祉課援護第一係長
報 告 事 項	令和3年度第2回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 行政評価の評価結果の審議について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 行政評価の評価結果の審議について 「評価調書No.5 敬老金贈呈事業」、「評価調書No.6 心身障害者(児)福祉手当支給事業(市単独事業分)」及び「評価調書No.7 特殊疾病患者福祉手当支給事業」について、各委員から意見をいただいた。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第2回会議で審議した事案2件に係る行政評価委員会としての意見(案)について確認し、以下のとおりとした。 ○評価調書No.4 シルバー人材センター事業補助金 … 原案のとおり決定した。 ○評価調書No.8 子どもの医療費助成事業(乳幼児医療費助成事業) … 原案のとおり決定した。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項 令和3年度第2回行政評価委員会の会議結果について 令和3年度第2回行政評価委員会の会議結果(概要)について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、修正等があれば事務局まで連絡することとした。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。 議題1 行政評価の評価結果の審議について 所管課から事業の概要、一次評価の内容について説明し、続いて事務局から行政評価会議での主な意見や二次評価の総合的意見について説明した。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。

評価調書No. 5 敬老金贈呈事業

- 長寿の定義は人により様々な意見があり、本市としても一概に定義付けを行うことはできないと理解している。日本の平均寿命は男性も女性も共に80歳を超えているが、本市の平均寿命はいくつか。
- 本市の直近の平均寿命は把握していないが、国とほとんど乖離はないものと認識している。
- 個人差はあるが、70代は比較的元気であると感じており、本事業において長寿として定義するのは個人的には疑問が残る。
また、金額的に言えば、5,000円や7,000円では、祝金の額としてはやや少ないと感じており、77歳の支給を廃止し、その分を原資として88歳や99歳の支給額へ上乘せすることにより、祝金として重みが増すのではないか。
- 類似事業（満100歳誕生日祝記念品等贈呈事業）との関連でいえば、2年連続での祝金の支給には疑問があり、事業の統合については賛成である。
- 類似事業の支給額はいくらか。
- 10,000円である。
- そうであれば、99歳で7,000円、100歳で10,000円をそれぞれ支給するのではなく、統合して100歳で20,000円とする方が長寿のお祝いである本事業の趣旨に沿うのではないか。
- 本事業の意義は、民生委員の臨戸訪問による直接配布にある。民生委員が直接訪問することにより、対象者の安否確認や周囲との孤立を防ぐ手段の一つになっている。仮に77歳の支給を廃止する場合、対象者の安否確認の方法について代替案は考えているか。
- 普段中々会えない対象者と直接対話できる現在の配布方法には一定の意義があると認識しているが、高齢者の見守りに関しては、本市に4つ設置している地域包括支援センターとの連携や、特に高齢者が多い緑が丘地区に高齢者見守り相談室を設置し、相互に情報連携を行うことなどにより、重層的な見守り体制を構築しており、この体制の強化を図ることで対応していきたいと考えている。
- 包括支援センターや見守り相談室等と民生委員の活動の二つの方法により、地域の高齢者の見守りや支援に努めているということであるが、本市の民生委員の人数について伺いたい。
- 約50人である。以前は70歳を支給対象としていた時期もあったが、その当時は包括支援センター等の組織がなかったことに加え、対象者もそれほど多くなかったことから、本事業における臨戸訪問に

については大きな意義があったと言えるが、御指摘のとおり健康寿命や平均寿命が延び、高齢者の見守り体制が拡充されている状況下では、大きな意義は見出せない。

臨戸訪問に当たり、民生委員からは、配布するのが大変である、地域との顔合わせにつながるなど様々な意見をいただいている。

- 確かに臨戸訪問による支給は一苦勞であると思うが、普通に訪問して会話してもらえない高齢者でも、祝金を支給することになれば多少でも会話することができ、地域のネットワークづくりにつなげられる可能性がある。このことを考慮すれば、本事業が果たす役割は大きく、今後も継続していただきたい。
- 長寿を祝う事業であるにもかかわらず、高齢化の進展に伴い対象者数が増加し、財政負担も比例して増加するために見直しを行うことは、本末転倒であると感じる。時代の流れといえれば致し方ない部分もあるが、見直しを行う場合には、今まで果たしてきた高齢者の安否確認等の役割が後退しないよう注意いただきたい。
- 今後ますます社会保障費が膨らむことが予想される中で、個別の事業を見直すことによる効果は段々希薄になってしまうとを感じる。本事業を含む高齢者施策全体を俯瞰して、長期的な視点で改めて考え直す時期に来ているのではないか。
- 77歳で祝金が支給されることは、市民に浸透しているのか。
- 毎年市報とホームページで周知しているので、掲載直後は問合せ等が多く寄せられる。対象者全員に周知できているとは言えないが、支給を待っている方もいると考える。
- これまでの話をまとめると、本事業は長寿の祝金を本旨としていることから、今後も継続していくことが必要である。

他方、健康寿命や平均寿命が延びており、制度の趣旨に鑑みて77歳への支給を廃止すること、また、99歳と100歳とで2年連続の祝金の支給となっている類似事業との統合は妥当であると判断できる。

なお、見直しに当たっては、本事業が高齢者の安否確認等の重要な役割を果たしてきたことを考慮し、その意義が損なわれないよう配慮するとともに、その結果、得られた財源については、高齢者福祉の増進につながるような事業等に充当し、高齢施策の充実を図っていくことを求めたい。

評価調書No. 6 心身障害者（児）福祉手当支給事業（市単独事業分）

- 都の制度の支給額はいくらか。
- 15,500円である。
- 市制度の対象となる心身障害者（児）が毎年増加しているとのこ

とであるが、増加数について伺いたい。

- 令和2年4月から令和3年4月については、身体障害者手帳3級が337人から333人に減少しており、同4級が541人から543人に増加している。愛の手帳4度については322人から341人に増加している。

これは、一時的な転入転出や団地の建替え等が影響しているためであると考えており、緑が丘地区の建替えが進むことにより、転入者等も多くなることから、対象者も増加していくと予測している。

- 直近の年度だけで見ると一概に増加しているとは言えないが、高齢化率の進展により、対象者数も比例して増加すると予測しているという理解でよいか。

- そのとおりである。

- 愛の手帳の対象者数が増加しているのは、以前は認知が進んでいなかった発達障害等に対する世間の認知が広まり、診断を受けた人が増加したことによるものか。

- 発達障害等に対する世間の認知度が向上したことにより、診断を受けた人が増加したのは事実である。しかし、発達障害の診断だけでは愛の手帳の対象者とは見なされず、知的障害を伴うと認められた場合に手帳が交付されることから、一概に発達障害等の認知の広がりにより、対象者が増加したとは言えない。

- その根拠は何か。

- 障害児や発達に特性のある児童等が通う放課後等デイサービス等の利用者数が、過去と比較して増加している状況にあることから、新たに診断される人が多いと認識している。

- 手帳所持者が増加している中で、障害者の自立に向けた支援は避けて通れないものと考えている。障害者の自立に向けた支援の強化についてどのように考えているか。

- 障害福祉サービス等を拡充し、対象者の自立支援の強化につなげていきたいと考えている。

- 障害児の数も、増加する見込みなのか。

- 市の長期的な人口推計における0歳から14歳までの年齢に占める割合について、令和2年度実績が13.7%、令和19年度では12.8%、その後も12%台で推移する見込みであることから、大きな変動はない見込みである。障害児の数についての予測は難しいが、減少していくとは考えていない。

- 支給額を7,700円にした経緯は何か。

- 経緯は不明であるが、当時の経済情勢や東京都が支出している額の半分となっていることも理由として考えられる。

- 市の障害者施策に関して多くの事業を行っており、各事業において対象者の範囲を限定して実施しているのは理解できるが、他の制度

との公平性の観点から、個々の状況を把握し、もっと大局的な見方で受給できるサービス等を制限することはできないか。

● 個々の症状や生活環境等により状況は様々であることから、一律に判断するのは難しいと考えている。

○ 支給額の妥当性については、対象者の家族構成や生活状況等の類型ごとの典型例を作成し、平均的な障害者施策の展開状況を示すなど、ある程度集約されたデータ等を基に判断すべきである。

そうしたデータ等がないと、支給額が適正であるかは判断できず、引き下げることの是非についても結論を出すことは難しい。

○ 物価や石油価格等も引き続き上昇しており、7,700円から減額することにより、生活に支障が出る対象者もいると思う。現状では対象者の所得水準や年齢構成等が不明なことから、判断できない。

○ 制度の趣旨が、都の制度を補完するためのものであり、支給額が他市に比べて高いということは、本市が障害者施策に手厚い市であるということである。

○ これまでの話をまとめると、心身障害者（児）は様々な理由により社会的なハンディキャップを背負っており、対象者の生活を援助することにより、福祉の増進に寄与している事業であることから、本事業は今後も継続すべきである。

他方、多摩26市の平均額と比較して高い水準であることをもって支給額を減額することについては、見直しの判断基準としては適切とは言えない。

また、障害者施策を推進していくに当たり、対象者の生活をどの程度の水準まで補償するか等については、市として明確な基準を設けておくべきであり、対象者の家族構成や所得水準等個々の状況を可能な限り詳細に分析する方法により把握した上で、支給額を決定することが肝要である。

さらに、個々の事業の見直しでは対処できる範囲も限定されてしまうことから、市の福祉施策に関して大局的な視点で長期的な見通しを立てて、今後の市としての方針についても併せて検討していくことを求めたい。

評価調書No.7 特殊疾病患者福祉手当支給事業

○ 所得制限は、心身障害者（児）福祉手当と同様の取扱いか。

● そのとおりである。

○ 対象者数の増加は、国が対象疾病数を年々増加させていることが理由と考えてよいか。

● お見込みのとおりである。対象疾病数が増加することにより、対象となった疾病にり患している方が本事業の対象となる。

- 国が指定する特殊疾病は、令和元年度以降増えてないように思えるが、それでも対象者が増加する見込みなのか。
- 障害者総合支援法の対象となる難病等については令和元年度以降対象が増えていないが、本事業の対象となる特殊疾病数については年々増加している。
- 市が独自に3つの疾病を本事業の対象として指定している理由は何か。
- 国や東京都が対象疾病の見直しを行った結果、対象から外れた疾病等に対して市が独自に支援している疾病である。
- 対象となる特殊疾病数が増加することにより、対象者数は飛躍的に上昇するものなのか。
- 特殊疾病は、通常の疾病等比べて発症率が低いことから、飛躍的に上昇するものではないと認識している。ただし、様々な症状に悩まれる方も多く、その症状が特殊疾病として追加されることにより、新たに対象となる方が一定数いるのもまた事実である。
- 特殊疾病専門の福祉施設等が本市に新たに開設されるなど、特殊疾病数の増加以外の原因は考えられるか。
- 本市の対象者数が増加している理由としては、新たな施設等の開設によるものではなく、あくまで対象疾病数の増加や転入等が原因であると認識している。
著名人が対象疾病へのり患を公表し、認知度が広がることにより対象者が増加する場合などもある。
- 町田市やあきる野市には本制度がないが、その理由について把握しているか。
- 具体的な内容については把握していない。
- 二次評価の総合的意見の中に、改めて調査検討を行うとあるが、具体的にどのようなことを行うのか。
- 二次評価の意見の概要は、支給額の減額は対象者に与える影響が大きいことから、慎重な対応が必要であるという意図で付された意見であり、具体的な検討事項等までは議論されていない。
- 他の障害福祉サービスの提供を受けているとあるが、具体的にどのようなサービスの提供を受けているのか。
- 居宅介護（ホームヘルプ）、放課後等デイサービス等である。
- それらはいつ頃から開始されているものなのか。
- 平成27年度からである。
- 特殊疾病（例として潰瘍性大腸炎）にかかる医療費は、年間ほどの程度かかるのか。
- 都の医療費助成制度により行われるため、詳細については把握していないが、特殊疾病患者には自己負担上限額が設定されているため、上限額を超える負担は発生しない。

- 自己負担の上限額はいくらなのか。
- 上限額は月額1万円（高所得者は月額2万円）である。例えば、人工透析では年間で約550万円の医療費負担が発生するが、上限額を超える額については全て医療費助成により賄われている。
- これまでの話をまとめると、本事業は特殊疾病患者の生活を援助することにより、福祉の増進に寄与している事業であることから、今後とも継続すべきである。

他方、多摩26市の平均額と比較して高い水準であることをもって支給額を減額することについては、見直しの判断基準としては適切とは言えない。

また、障害者施策を推進していくに当たり、対象者の生活をどの程度の水準まで補償するか等については、市として明確な基準を設けておくべきであり、対象者の家族構成や所得水準等個々の状況を可能な限り詳細に分析する方法により把握した上で、支給額を決定することが肝要である。

さらに、個々の事業の見直しでは対処できる範囲も限定されてしまうことから、市の福祉施策に関して大局的な視点で長期的な見通しを立てて、今後の市としての方針についても併せて検討していくことを求めたい。

議題2 行政評価委員会としての意見整理

第2回会議で審議した事案2件について、行政評価委員会としての意見（案）を提示した。

評価調書No.4 シルバー人材センター事業補助金

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

評価調書No.8 子どもの医療費助成事業（乳幼児医療費助成事業）

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

議題3 その他

次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。

【質疑・意見等】

- 特になし。

